

みよし市広告入りおくやみハンドブックの無償提供者募集要項

1 募集内容

死亡に伴い遺族が行う手続きをまとめた案内誌を作成する。作成から納入にかかる費用を無償で提供する事業者を募集する。

2 広告入りおくやみハンドブックの仕様

冊子内容：A4フルカラー冊子 20ページ程度

死亡に伴い遺族が行う市役所内外の各種手続き等をわかりやすく記載すること。

数量：年間1,000冊（合計3,000冊）

広告内容：広告内容については、みよし市広告入りおくやみハンドブックの無償提供に関する要領に従うこと。

3 配布期間（予定）

令和7（2025）年5月1日から令和10（2028）年4月30日まで（3年間）

納品日：令和7（2025）年度版 1,000冊を令和7年4月納品予定

令和8（2026）年度版 1,000冊を令和8年4月納品予定

令和9（2027）年度版 1,000冊を令和9年4月納品予定

4 関係規程

業種及び広告内容などについて、掲載基準を設ける。

(1) みよし市広告掲載要綱

(2) みよし市広告掲載基準

(3) みよし市広告入りおくやみハンドブックの無償提供に関する要領

5 費用負担

おくやみハンドブックの編集・印刷等の経費については、事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない。

6 配布対象

死亡届を提出した遺族

7 配布方法（予定）

市の指定する場所（市民課および市民情報サービスセンター「サンネット」等）での配布

8 応募資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 事業者の所在地及びみよし市において税を滞納していないこと。

9 応募方法

令和6（2024）年8月30日（金）午後5時までに市民課へ持参又は郵送（必着）（FAX不可）

※持参される場合は、土日祝日などの閉庁日を除く午前9時から午後5時までの間に持参すること。

提出書類

- (1) みよし市広告入りおくやみハンドブック無償提供者申込書(様式第1号)
- (2) 事業提案書(様式第2号)
- (3) 会社の履歴事項全部証明書
- (4) 住所を有する市区町村及びみよし市の完納証明書（滞納がないことの証明）
※みよし市に事業所がない場合はみよし市の証明書は提出不要
※申請日時点において発行日から3か月以内のもの
- (5) 会社概要
- (6) おくやみハンドブックの見本 ※作成実績のない場合は、おくやみハンドブック等の案

10 選定方法

公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

なお、選定については広告入りおくやみハンドブック無償提供者選定委員会が行うものとする。

11 審査の手続き

提出書類に基づき、提案のコンセプト、デザイン性、実現性、業務実績、創意工夫などを総合的に比較して1社を選定する。

12 協定候補者の選定

- (1) 提出された事業提案書等を審査し、最もすぐれている提案者を協定候補者として選定し、協定締結に向けた手続を行う。
- (2) 提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、評価項目毎の評価点の合計が1項目でも0点がある申込者は選定しない。

13 選定結果の通知

選定結果は、申込者に文書にて通知する。

14 公募から事業者選定までのスケジュール(予定)

内容	期日・期間等
公募の開始	8月2日（金）
参加申込	8月2日（金）から8月30日（金）午後5時まで
選定委員会	9月6日（金）午後2時から（予定）
選定結果通知	9月10日（火）

1.5 質疑及び回答

本募集における質疑及び質疑回答については次のとおり行う。

(1) 質問がある場合は、令和6（2024）年8月23日（金）までに、電子メール(市民課メールアドレス shimin@city.aichi-miyoshi.lg.jp) にて市民課へ問い合わせすること。

なお、件名は「みよし市おくやみハンドブック 質疑提出（社名）」とし、メールの送信後にはすみやかにメール到着の有無を電話で市民課（市民課電話番号 0561-32-8012）に確認すること。

(2) 質疑に対する回答については、参加事業者全員に対し参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛て電子メールで回答することとする。